

聖籠町告示第8号

聖籠町子育て世代包括支援センター設置要綱を次のように定める。

令和2年1月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町子育て世代包括支援センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項の規定に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、必要な支援を行う聖籠町子育て世代包括支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 センターは、聖籠町保健福祉センター内に設置する。

(事業の内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握に関すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談並びに必要な情報提供、助言及び保健指導に関すること。
- (3) 支援プランの策定に関すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 母子保健事業に関すること。
- (6) 子育て支援事業に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(職員の配置)

第4条 センターに、保健師その他必要な職員を置く。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。